

市地域防災計画改訂案に関する
各機関・所属からの主な意見等への回答

No.1	福島地方気象台
該当箇所	基本編 P19 第1 地震災害
内容	地震災害の表に、令和4年(2022年)3月16日に福島県沖で発生したM7.4(最大震度6強)の地震についての記述を追加してはいかがでしょうか。
回答	令和3年2月の地震の記述とあわせて、令和4年3月の地震も追記します。

No.2	福島地方気象台
該当箇所	地震災害対策編 P66 1 気象庁の地震情報
内容	「②地震情報の種類とその内容」表中の「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の内容が空欄となっていますが、以下の内容を記載してはいかがでしょうか。 「気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定(地震発生後15分～2時間程度)し、情報発表基準を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と内閣府・気象庁合同記者会見が行われる。」
回答	北海道・三陸沖後発地震注意情報は本市が対象になっていないため、項目を削除します。

No.3	福島地方気象台
該当箇所	風水害対策編 P33-34 第4 住民に対する防災対策
内容	「1 ハザードマップの作成」の欄に、県の土砂災害予防対策と同様に、土砂災害警戒区域等を掲載する旨の記述をしてはいかがでしょうか。
回答	県地域防災計画に準じ、追記します。

No.4	福島地方気象台
該当箇所	風水害対策編 P101-102 【水害時の避難指示等の判断基準】
内容	「警戒レベル5 緊急安全確保」における「2:災害が切迫した場合」についても、「1:決壊や越水・溢水が発生した場合」のように、より具体的な状況を追記してはいかがでしょうか。
回答	避難情報に関するガイドライン(内閣府)を参考に追記します。

No.5	東北電力ネットワーク(株) 会津若松電力センター
該当箇所	資料編
内容	<p>・福島県にて集約された「福島県中山間地等の孤立集落発生の可能性に関する状況調査」等に基づき、孤立の可能性のある集落（地域）名を追記されてはどうか？</p> <p>【理由】</p> <p>・市民が孤立可能性の地域を認識することにより、自助、共助の意識を向上させるとともに、孤立を低減するための具体的な対策を検討するため。</p>
回答	当該調査で集落名までは公表していないため困難であることから、原案どおりとします。

No.6	東北電力ネットワーク(株) 会津若松電力センター
該当箇所	地震災害対策編 P27 7 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策
内容	<p>・中央防災会議「防災基本計画」のP.164に「事前伐採」について記載されており、災害の未然防止の観点から、弊社としては「事前伐採」の取り組みを積極的に推進していきたいと考えています。</p> <p>・については、予防保全項目を新設しつつ、電気事業者及び電気通信事業者の役割りとして「事前伐採」への取り組みを追記しても良いかと考えます。具体的には、既存の「災害協定」の再協定化（事前伐採項目の追記）が必要と考えるため、弊社としては市担当部局からのご要望に即時お応えできるよう対応してまいる所存です。</p>
回答	防災基本計画に準じ、事前伐採に係る項目を追記します。 なお、協定については、今後検討させていただきます。

No.7	会津若松消防署
該当箇所	地震災害対策編 P11 第2 防災関係機関相互の連携体制
内容	(6)市が血液製剤を調達する という解釈でよろしいか。「血液センターに依頼し血液製剤の確保に努める」ということでは
回答	関係機関との相互連携を記載しているのであり、調達者を定めているものではないため、原案どおりとします。

No.8	会津若松消防署
該当箇所	地震災害対策編 P39 第2 備蓄施設の確保
内容	「無人航空機等の輸送手段の確保」とあるので、防災関係団体にドローン社を追加しては
回答	輸送手段はドローンだけでないため、「無人航空機等の」を削除します。

No.9	会津若松消防署
該当箇所	地震災害対策編 P42 第2 住民等に対する防災教育、知識の普及
内容	(2)④「高齢者・障がい者等の避難行動に対する理解の促進」とは？
回答	災害時に自力での避難が困難な方が安全に避難できるよう、障がい特性や必要な配慮への理解を深める機会をつくるものです。

No.10	会津若松消防署
該当箇所	地震災害対策編 P46 第2 日常の自主防災組織の活動
内容	以前は、巻頭に「要配慮者」等の定義がありましたが、定義についてはなくなるとの見解でよいか。
回答	「第17節 要配慮者対策」において、「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義を記載しています。

No.11	会津若松消防署
該当箇所	資料編 P1 (資料1-1) 会津若松市防災会議委員構成団体等
内容	会津若松消防署は消防本部及び消防団と同じ区分ではないのか
回答	市防災会議条例に基づいた区分としています。

No.12	会津若松市男女共同参画推進実行委員会
内容	市内でも、熊の出没被害が多発している。市民にわかり易いよう、「鳥獣被害対策」も防災計画内に入れ、連絡・相談先を明記してはどうか？ ex. 県：農林事務所、市：農政部 等
回答	鳥獣被害対策及び関係機関等については、市鳥獣被害防止計画にて整理しているため、原案どおりとします。

No.13	会津若松市男女共同参画推進実行委員会
該当箇所	地震災害対策編 P46 第16節 自主防災組織の整備
内容	自主防災組織の結成促進に関しては、町内会の役員の担い手も不足し、町内会そのものが無くなって減少している状況の中、どのように進めて行けば良いのか、お示しください。現在、町内会の役員をしていることから懸念しています。
回答	町内会等の実情に合わせて柔軟に進めることが必要であると考えております。市危機管理課では職員や防災対策普及員による支援をおこなっておりますので、まずは危機管理課までご相談ください。

No.14	シティプロモーション課
該当箇所	資料編 P6 会津若松市災害対策本部構成表 広報・伝達班
内容	情報戦略課を「構成部（主な課）」に加筆が必要ではないか →情報流出等への対応 →「ホームページ」の所管部署
回答	当該箇所は、主な部、課名の記載だけであり、全課は記載していないため、原案どおりとします。

No.15	シティプロモーション課
該当箇所	資料編 P7 会津若松市災害対策本部事務分掌表
内容	秘書課の事務分掌の記載がない
回答	秘書課を総括班に位置付け、事務分掌に「本部の連絡調整に関すること。」を追記します。

No.16	財政課
該当箇所	各種災害対策編 P4 2 道路の除雪対策 資料編 P38 （資料 2-12）道路の危険箇所
内容	市道の消雪設備の改修が毎年必要になっているところ、各箇所を道路の吹き溜まりによる立往生等の交通障害の防止として、本計画に位置付けることにより、設備の改修について防災対策事業債の対象とすることができ、財政負担の軽減と施設整備（改修）の推進が図られることから、上記の点について、ご検討いただきたい。
回答	必要に応じて随時追記します。

No.17	財政課
該当箇所	資料編
内容	緊急防災・減災対策事業債と緊急自然災害防止対策事業債については、R7までの時限措置とされており、R8以降はこれらの起債メニューを活用してきた事業は、防災対策事業債での対応が基本となる。 防災対策事業債は、本計画で位置付けられている事業（箇所）が対象となることから、これまで上記の起債メニューを活用してきた事業については、可能な限り広範に本計画に掲載されるようご検討いただきたい。
回答	必要に応じて随時追記します。

No.18	障がい者支援課
該当箇所	基本編 P22-30 第1 各地区の課題と取組目標
内容	「要配慮者の避難支援の在り方の検討」の記載がある地区とない地区は何が根拠でしょうか。
回答	令和6年度に実施した地域防災ワークショップの結果を反映しています。

No.19	都市計画課
該当箇所	基本編 P22-30 第1 各地区の課題と取組目標
内容	地区ごとに分ける必要性があるのでしょうか？洪水が想定される場所では〇〇する、内水氾濫が想定される場所では〇〇する、土砂災害警戒区域では〇〇する、道路が狭い場所では〇〇するというように、課題に対してどのような対策をするといった内容のほうが分かりやすいのでは？
回答	令和6年度に実施した地域防災ワークショップ結果を踏まえ、地区ごとの課題と対策を整理しています。

No.20	都市計画課
該当箇所	風水害対策編 P34 2 緊急時連絡体制の構築や必要な機材・装備の充実
内容	「ポンプ車による排水装備など対応に必要な資機材の充実」とありますが、今後市でポンプ車を持つ予定でしょうか？
回答	「消防機関等のポンプ車による～」に修正します。

No.21	都市計画課
該当箇所	風水害対策編 P34 3 危険箇所のパトロール
内容	現在、浸水が想定される箇所については洪水・内水ハザードマップにより住民に周知しております。「必要な情報を市民や関係機関に連絡する」とありますが、連絡する手法はどのようなものを想定していますか？
回答	防災情報メールやSNS、広報車等を想定しています。

No.22	まちづくり整備課
内容	現行の防災計画 P34（第2編第1章第2節）には「防災拠点施設の種類と機能」として、「物流拠点施設」「長期避難者施設」（あいづ総合体育館）と記載があった。このような区分・施設機能としての記載がわかりやすいのではないかと。
回答	第2部 P13 及び第3部 P14 の「第1 防災拠点施設の指定」にて防災拠点施設の種類と機能を記載しています。

No. 23	上下水道局総務課
該当箇所	地震災害対策編 P39 2 避難生活に必要なとなる備蓄品例（旧：市の品目） 風水害対策編 P44 2 避難生活に必要なとなる備蓄品例（旧：市の品目）
内容	ミネラルウォーターとありますが、どこで備蓄されているのでしょうか？以前、共同発注での備蓄を危機管理課さんと協議したところですが、価格と、在庫管理について折り合いがつかず流れた経緯があります。 参考までに、現在上下水道局で備蓄しているボトルドウォーターは、R7年度に委託により製造した9,000本（賞味期限：R12.9）がありますが、次年度以降の調達は財政的に不可能な状況です。なお、そのボトルドウォーターは水道水であり、ミネラルウォーターではありません。
回答	当該箇所は、必要となる備蓄品の例示であるため、タイトルを「避難生活に必要なとなる備蓄品例」に修正します。

No. 24	上下水道局総務課
該当箇所	資料編
内容	受援の場合、土地勘のない応援者は文字だけを見てもイメージができない。施設外観などの画像データの添付が効果的ではないか。
回答	本計画は、災害時においても迅速に対応が確認できるものとするため、施設の外観などは掲載せず、簡潔な内容にします。